

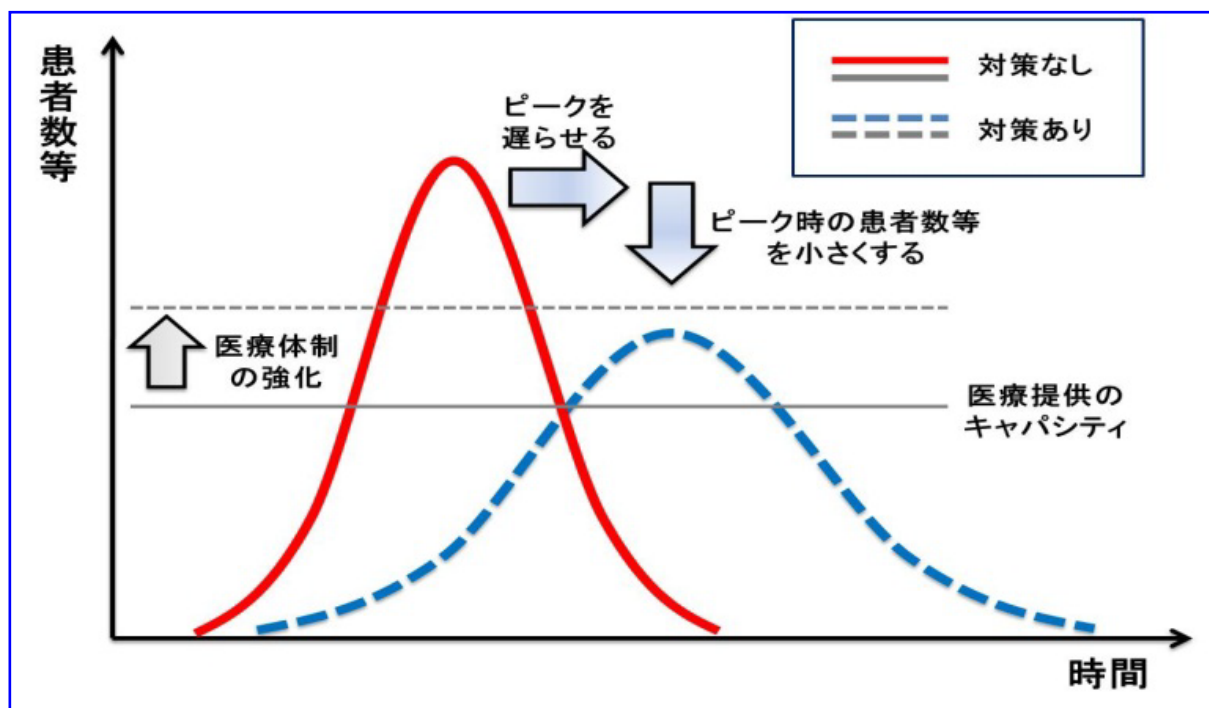
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への進入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、地域経済にも大きな影響を与えかねない。このため、市行動計画においては、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。(下記概念図参照)
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ② 市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染拡大防止等により、欠勤者の数を減らす。

【対策の効果 概念図】



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があるため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じて、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

そのため、発生した感染症の段階ごとに以下の考え方を基本に、具体的な対策を講じていく。発生の段階ごとの具体的な対策については、III 発生段階ごとの行動計画において記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

【発生した感染症の段階ごとの基本方針】

- 発生前の段階では、平時から市民に対して感染予防策の周知を図るとともに、住民接種体制の構築や業務継続計画の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、発生した感染症についての情報の収集と市民への的確な情報提供を行うとともに、対策実施のための準備を行う。
- 国内発生の当初の段階では、特措法第15条第1項の規定に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が特措法第18条第1項の規定に基づき定める「新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針」（以下「基本的対処方針」という。）を踏まえ、県及び関係機関と連携をとりながら、感染拡大のスピードをできる限り押さえることを目的とした国や県の対策に協力するとともに、市民への必要な情報提供を行う。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等を示すものであり、具体的な対策については、必要に応じ対応マニュアル等を整備し実施するものとする。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が行う、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設の

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

ための土地等の使用、緊急物資の輸送等、特定物資の売渡しの要請等に協力するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるか否かなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部設置条例（平成25年条例第5号）の規定に基づいて設置されるひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、茨城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、市域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市の対策を実施するうえで、ひたちなか市医師会（以下「市医師会」という。）等関係団体との連携は重要である。新型インフルエンザ等発生前から情報交換など緊密に連絡体制を構築し、新型インフルエンザ等対策を推進する。

(4) マニュアルの整備

本行動計画は、市としての対策の基本的な方針等を示すものであり、より具体的な対応方策については国や県の示すガイドラインを参考に各種マニュアルを策定する。

(5) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザが発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にインフルエンザ共通の特徴を有していると推測されるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、発生時の社会環境や出現したインフルエンザウイルスの病

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

原性や感染力など多くの要素によって流行規模が左右されることから、事前にこれらを正確に予測することは不可能であり、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得ることを念頭において対策を検討することが重要である。

ここでは、政府行動計画及び県行動計画で想定する全人口の25%がり患とした場合を基に、ひたちなか市及び茨城県・国のそれぞれの流行予測を下記のとおり示した。なお、入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、中等度をアジアインフルエンザ等の際の致命率0.53%、重度をスペインインフルエンザ等の際の致命率2.0%で推計した。また、これらの推計は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響は考慮していない。

【市・県・国の流行予測】

		ひたちなか市	茨城県	国
医療機関を受診する患者数		約 16,300 人 ～31,000 人	約 31 万人 ～58 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
中等度	入院患者数	約 650 人	約 13,000 人	約 53 万人
	死亡者数	約 200 人	約 4,000 人	約 17 万人
重度	入院患者数	約 2,500 人	約 48,000 人	約 200 万人
	死亡者数	約 800 人	約 15,000 人	約 64 万人

※ 新型インフルエンザ等による社会の影響については、政府行動計画において、一つの例として次のとおり想定している。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がでることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するため、各機関や市民に対し求められる役割として、政府行動計画及び県行動計画に示された各機関の役割分担を以下に示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）

Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、諸外国等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聞きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

（2）県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。対策の実施に当たっては国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図る。また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（3）市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

また、市民に対するワクチンの接種や生活支援、要援護者及び児童・生徒等の子ども達への支援に關し、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施にあたっては、県や周辺市町村、医療機関、市医師会、ひたちなか薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）、学校等との緊密な連携を図る。

（4）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第3条第5項）

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（特措法第4条第1項、第2項）

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人的レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

6. 市行動計画の主要項目

市行動計画では、計画の目的を達成するための具体的な対策として、次の（1）から（6）の6項目に分けて定めることとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、また発生した疑いがある場合、迅速かつ的確な対応ができるよう、各段階に応じた対応方針をあらかじめ策定し、関係各部及び県、関係機関と連携した取組を行う。また、市行動計画実施のための具体的な事項について

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

は、国や県の提示したガイドラインを参照しつつ、各種マニュアルを整備することとする。

本市の実施体制としては、市対策本部において対策の方針を決定するとともに、関係部課の連携を確保し、全庁的な取組を推進する。また、対策本部設置まで至らない段階においては、関係各部の連絡調整を図るため、必要に応じて「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を設置する。

○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長，水道事業管理者，企画部長，総務部長，市民生活部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策連絡会議

議長	副市長
委員	福祉部長，市民生活部長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

○ 庁内体制

市対策本部設置後，各部は以下の役割分担に基づき，市民の生命と健康を守り，安心を確保していく。

なお，職員の健康状況により，業務に支障をきたす場合など市対策本部からの指示があった場合，各部においては，相互に応援体制をとって対応するものとする。

部等	役割
企画部	1.情報提供等広報に関すること。 2.報道機関対応に関すること。 3.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。
総務部	1.車両など輸送手段の調達に関すること。 2.市職員の感染予防・サービス・り患状況に関すること。 3.緊急の新型インフルエンザ対策物品の契約・調達に関すること。 4.所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。 5.応援職員の調整に関すること。 6.緊急時の予算の確保に関すること。
市民生活部	1.地域団体・関係団体などの連絡に関すること。 2.戸籍などの届出窓口の確保に関すること。

Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

	<ul style="list-style-type: none"> 3. ライフライン情報の収集に関すること。 4. 茨城県消防安全課との連絡調整に関すること。 5. 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。 6. ごみ収集・処理に関すること。 7. 墓地の管理・埋葬に関すること。 8. 要援護者の把握及び支援に関すること。 9. 地域支援者との連絡調整に関すること。 10. 所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部の設置，運営に関すること。 2. 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること。 3. 市医師会，薬剤師会及び市内医療機関との連絡調整に関すること。 4. 医薬品，医療器具及び防疫資機材の整備，調達及び補給の要請に関すること。 5. 発熱センター及び臨時医療機関の設置及び運営に関すること。 6. 食品衛生，環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関すること。 7. 新型インフルエンザ等相談窓口の設置に関すること。 8. 住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。 9. 抗インフルエンザ薬及びワクチンに関すること。 10. 患者搬送に関すること。 11. 新型インフルエンザに関する報告，調査，検査依頼に関すること。 12. 要援護者の把握及び支援に関すること。 13. 所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。
経済部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 家きんに関すること。 2. 市内事業所等への広報・周知に関すること。 3. ひたちなか商工会議所，常陸農業協同組合，那珂湊漁業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 下水道事業の維持に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の指示により，他部署を応援すること。
出納課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策に必要な現金の出納及び支出に関すること。
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水道供給の維持に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 議会との連絡調整に関すること。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 所管の幼稚園児，小・中学校の児童・生徒等の感染状況の把握・感染予防に関すること。 2. 所管施設における感染状況の把握・感染予防に関すること。
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の指示により，他部署を応援すること。

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

監査委員 事務局	
ひたちなか・ 東海広域事務 組合	1.消防・救急体制の維持に関すること。 2.火葬に関すること。 3.ごみ処理に関すること。 4.下水道事業（ひたちなか地区）の維持に関すること。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスによる新型インフルエンザ等の国内における流行情報の把握が重要であり、積極的なサーベイランスの実施が不可欠である。

未発生期の段階から、国・県及び国立感染症研究所などの実施するサーベイランス情報を把握し、積極的な情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策の推進には、国・県・市・医療機関・事業者・個人が各々の役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要である。

県、市医師会その他関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、緊密な連携を図る。

市民への情報提供にあたっては、市報、防災行政無線、ホームページ等既存の手段を活用しつつ、外国人、障害者等情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、県と連携し、電話相談窓口を設置し、市民の不安解消やパニックの防止に努める。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、ピーク時の医療機関受診者の数を抑制することで医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活・地域経済を維持することが可能になると期待される。

まん延防止対策は、個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせで行うが、実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知を図ることも重要である。個人レベルでの手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策等について周知徹底を図るとともに、地域での発生状況や病原性などの市民への情報提供を積極的に行う。

さらに、国や県の方針を基に、ウイルスの病原性及び感染状況によって、市民の社会活動の自粛要請を行う。また、基本的対処方針に基づき、国や県からの要請を受けて、住民予防接種の接種体制を構築し、実施する。

イ 予防接種

(ア) ワクチン

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収まるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種に関する接種対象者の範囲や実施順等に関する基本的な考え方は、政府行動計画によるものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等への特定接種は、原則として、集団的接種による接種となるため、接種が円滑に実施できるよう、未発生期より接種体制を構築する。

【対象者及び実施主体】

対 象 者	実施主体
「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	県又は市

(ウ) 住民接種

a 住民接種の定義

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合
⇒特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合
⇒予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による予防接種

b 接種対象者

以下の4群に分類することを基本とする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者を言う。平成 21 年（2009 年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示される。

・妊婦

② 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる

65 歳以上の者

c 接種体制

住民接種の実施主体は市であり、接種が円滑に行えるよう、未発生期より接種体制の構築を図るとともに、政府行動計画に基づいて、接種対象者の範囲や接種順位を決定する。

(エ) 留意点

危機管理事態における特定接種と住民接種の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性、医療提供・国民生活・国民経済の状況等に応じて政府対策本部において決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

市対策本部は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請又は指示を県へ要請する。

(5) 医療

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで不可欠の要素である。医療体制の整備は、国の方針をもとに県が原則として二次医療圏等の圏域を単位として整備するものであるが、市としてこれに積極的に協力する。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、適切な医療機関の受診方法等について市民への周知を図る。入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を越えた場合には、県との協議の上、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討を行う。

抗インフルエンザウイルス薬については、国の指示に従い、県で県民の 45% に相当する量を目標として、計画的かつ安定的に備蓄することとなっており、市は、県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について適宜確認するとともに、備蓄薬に係る情報を収

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

集する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされ、本人や家族のり患等により、市民生活及び地域経済に大きな影響を与えるおそれがある。そのため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、未発生時から市民及び市内事業所などに生活や事業を継続する上で必要な準備について広報・啓発を行う。

また、地域感染期において、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）等について、県や地域支援者等と連携し、要援護者の把握を行うとともに、その具体的手法を検討する。さらに水道、ごみ収集等をはじめ市民生活の維持に欠かせない業務を推進するための業務継続計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等の流行による火葬や埋葬の需要が増えることを想定し、県と連携の上、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

7. 発生段階による分類

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速にできるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生段階を未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の5段階に分類としているが、地域においては発生状況が様々であり、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、国全体での国内発生早期・国内感染期において、都道府県を単位とする地域での発生段階を地域未発生期・地域発生早期・地域感染期として示している。

市行動計画では、政府行動計画における地域の発生段階に準じて6段階を定め、新型インフルエンザ等の発生に際しては、県、周辺市町村及び関係機関と連携して、必要な対策を講じるものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針

【国と市の発生段階】

	国の分類	本市	状態
発生段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	地域未発生期 (国内発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、茨城県内では発生していない状態
		地域発生早期 (県内発生期)	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	国内感染期	地域感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。)
	小康期	小康期	県内の新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態

針

II 新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方